

各欄の記載のしかたと記載例

●お願い  
課税標準額のない法人についてもこの  
明細書を提出してください。

「課税標準の総額」

申告書の種類により記載欄が異なります。×の欄は記載不要です。  
記載の方法はそれぞれの申告書の記載の手引によります。

事業税	6号様式	7号様式	8号様式	9号様式	都民税	6号様式	8号様式	9号様式
⑨	○	○	○	×	①	○	○	○
⑩	○	○	○	×	②	○	8号記載の手引② ③欄参照	×
⑪	○	○	○	×	③	○	○	×
⑫	○	○	○	×	④	○	○	×
⑬	○	○	○	×	⑤	○	×	×
⑭	×	×	×	○	⑥	×	×	○
⑮	○	○	○	×	⑦	×	○	×
⑯	○	○	×	×	⑧	○	①-②+③ -④+⑦	○
⑰	○	○	○	×				

①から⑰までの各欄は、課税標準の総額を記載してください。  
なお、⑧から⑰までの各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。  
※①から⑤までの各欄は、連結法人及び連結法人であった法人(平成22年9月30日以前に解散し、清算中の法人を除きます。)は記載しないでください。

★「事務所等の数」と「従業者の数」を分割基準とする法人の分割課税標準額の計算手順

(1) 課税標準の総額(⑨から⑰の各欄)に、該当する金額をそれぞれ記載します。  
その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例 ⑨欄 4,000,000

(2) 課税標準の総額の各欄(⑩欄を除きます。)の金額を二分します。  
二分した金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例  $4,000,000 \div 2 = 2,000,000$

(3) (2)で算出した金額を、分割基準の「合計」欄のそれぞれの数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に各都道府県ごとのそれぞれの分割基準の小計の数値を乗じて得た額を算出します。  
当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例(東京都分) 【従業者数あん分】 【事務所数あん分】  
 $2,000,000 \div 155 = 12,903.225806 \dots$   $2,000,000 \div 42 = 47,619.047619 \dots$   
 $= 12,903.225806 \times 135 = 1,741,935 \dots$   $= 47,619.04 \times 24 = 1,142,856 \dots$   
 ※ア、イの1,000円未満の端数を切り捨てます。  
 1,741,000...⑩欄上段  
 1,142,000...⑩欄中段

(4) (3)で算出したそれぞれの金額を合算します。

例  $1,741,000 + 1,142,000 = 2,883,000$

⇒当該分割課税標準額(東京都分)に基づき、税額計算を行います。

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

法人名		×××株式会社		課税標準の分割に関する明細書 (その1)		事業年度又は連結事業年度		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで		
課税標準の総額	事業税	年400万円以下の金額⑨	4,000,000	法人税法の規定によって計算した法人税額①	449,447,600	都民税	①	449,447,600	税	
	所得	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額⑩	4,000,000	試験研究費の増加額等又は教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額②			②			
	課税	年800万円を超える金額⑪	1,492,292,000	みなし配当の25%相当額の控除額③			③			
	標準	計⑨+⑩+⑪⑫	1,500,292,000	選付法人税額等の控除額④			④			
	の	軽減税率不適用法人の金額⑬	0	退職年金等積立金に係る法人税額⑤			⑤			
	総	清算所得金額⑭	0	清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除額⑥			⑥			
	額	付加価値額⑮	2,372,254,000	当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑦			⑦			
		資本等の金額⑯	200,000,000	差引計①+②-③-④+⑤+⑥+⑦⑧			⑧			
		収入金額⑰	0							449,447,000

●適用する事業税の分割基準 ①.従業者数 ③.事務所又は事業所数  
 2.固定資産の価額 4.軌道の延長キロメートル数

事務所又は事業所		分割課税標準額						都民税		
名称及び所在地	分割基準(単位=人、所)	年400万円以下の所得金額⑬	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額若しくは清算所得金額⑭	年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額又は清算所得金額⑮	計⑮+⑯+⑰⑱	付加価値額⑲	資本等の金額⑳	収入金額㉑	分割基準(単位=人)㉒	分割課税標準額㉓
本社	125人								125	362,457
新宿区西新宿2-8-1	12所									
調布営業所	10								10	
調布市下石原4-5-9	12									
東京都 小計	24	1,741	1,741	649,869	1,033,078	87,096				
		1,142	1,142	426,369	677,786	57,142				
		2,883	2,883	1,076,238	1,082,004	1,710,864	144,238			28,996
札幌支店	10									
札幌市中央区北3条西7丁目	6									10
旭川支店	10									
旭川市6条通10丁目	12									10
北海道 小計	18	258	258	96,276	133,048	12,903				
		857	857	319,776	508,340	42,857				
		1,115	1,115	416,052	418,282	661,388	55,760			20
合計	155人	3,998	3,998	1,492,290	1,500,286	2,372,252	199,998		155	449,446

※名称を上段に、所在地を下段に記載してください。

事業税欄の( )内  
製造業で資本の金額等が1億円以上の法人が記載します。  
当該法人の工場である事務所等について、法第72条第48第4項第3号ただし書の規定によって2分の1を加える前の従業者数を記載してください。

記載例

×××株式会社  
 事業年度……平成22年4月1日～平成23年3月31日  
 業種……サービス業  
 資本金の額……2億円  
 適用する事業税の分割基準……従業者数・事務所数  
 \*1 札幌支店は平成22年10月20日に設置した。  
 \*2 2都道府県に事務所等を有するので「軽減税率適用法人」である。

事務所又は事業所		従業者数	事務所数
		期末人数	分割基準
本社	新宿区西新宿2-8-1	125	125
調布営業所	調布市下石原4-5-9	10	10
札幌支店	札幌市中央区北3条西7丁目	20	※10
旭川支店	旭川市6条通10丁目	10	10
分割基準合計		155人	42所

※札幌支店  $20 \times \frac{6}{12} = 10$

●事務所等の数の算定方法

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
東	本社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
京	調布営業所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
都	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
北	札幌支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6
海	旭川支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
道	各月末日の数値	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	18
		分割基準(事務所)合計 42												

事業税の「分割課税標準額」  
 「課税標準の総額」の各欄(⑩欄を除きます。)の金額を事業税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の分割基準の欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。

1人当たり、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。  
 「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。

都民税の「分割課税標準額(㉓)」  
 「課税標準の総額」の「差引計(㉑)」欄の金額を都民税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に都民税の分割基準の欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。  
 都内分割法人については、1人当たりの分割課税標準額に「特別区分の数値」又は「市町村ごとの分割基準を小計した数値」を乗じた額を記載してください。

第十号様式(平成二十二年八月改定)